

## 山添村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務委託仕様書

### 1. 業務名

山添村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務委託

### 2. 業務の目的

本業務は、介護保険法第117条に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、介護保険制度の改正内容を踏まえ、本村の高齢者のニーズや介護保険の利用推移について把握及び現状分析を行い、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（令和7年）、更には全国的に現役世代が急減する2040年（令和22年）を見据えた地域包括ケアシステム構築に向け、山添村高齢者福祉計画及び第9期山添村介護保険事業計画を策定することを目的とする。

### 3. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

### 4. 業務の内容等

令和6～8年度の三か年の計画に加えて、国の示す基本指針及び奈良県介護保険事業支援計画等との整合性を図りながら、中長期的な視野に立った施策展開を行うため、サービス・給付・保険料の水準の推計のほか、2040年（令和22年）を見据えた本村の方向性を計画書に記載することを前提として、下記業務を行うものとする。

- (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の集計・分析
  - ①調査対象者数：山添村に在住する65歳以上の高齢者約1,400人
  - ②回収見込者数：約1,100人
  - ③調査期間：令和5年6月末頃～8月20日（予定）
- (2) 上記の分析結果の活用による課題の整理
- (3) ニーズ調査報告書の作成
- (4) 現状分析・課題抽出
  - ①上位計画及び関連する計画など、介護保険制度や高齢者福祉等の制度改革の動向把握
  - ②現行計画における介護サービスの見込み量と実績値との比較
  - ③介護保険対象外サービス等関連施策の実態把握及び課題の抽出
  - ④ニーズ調査等のデータを活用した課題分析
  - ⑤地域ケア会議等で抽出された地域課題の整理
- (5) 計画策定業務
  - ①計画の理念・重点課題・基本目標の設定
  - ②第8期計画までの介護保険運営状況の分析、総括
  - ③人口推計及び要介護認定者数の将来推計
  - ④サービス目標量推計及び目標量確保のための方策の設定
  - ⑤重点的に取り組む事項の検討
    - ・介護サービス基盤の計画的な整備

- ・ 関係機関等や地域における支え合い（地域共生社会）の推進
  - ・ 在宅医療、介護連携の推進
  - ・ 認知症施策の推進
  - ・ 生活支援サービス等の充実
  - ・ 地域包括支援センターの機能強化
  - ・ 介護給付の適正化
  - ・ その他本村のニーズに基づいた地域支援事業 など
- ⑥①～⑤の内容を踏まえた「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の設定（3項目程度）
- ⑦介護保険料の試算・算定支援（地域包括ケア「見える化」システムにおける保険料推計機能等の入力支援）
- ⑧運営協議会の資料作成支援（令和5年10月頃から令和6年3月末にかけて3回程度を予定）
- ※運営協議会への委託事業者の出席は原則想定していない。
- (6) 計画骨子案の作成と補修正作業
- ①計画フレームの作成
  - ②基本的な方向性の検討
  - ③骨子案の作成
  - ④計画書素案の作成
- (7) 重点施策を簡潔にまとめた一般住民向け「計画概要版」の作成

## 5. 成果品

- (1) ニーズ調査報告書 1部（A4版・単色・約50ページ・上質紙・簡易製本）
- (2) ニーズ調査報告書及び調査結果の電子データ
- (3) 計画書冊子の製本・印刷  
50部（A4版・表紙単色・内容単色・約120ページ・上質紙・中とじレザック印刷）
- (4) 計画書概要版の製本・印刷  
2,000部（A3版【二つ折りA4仕上がり】・両面カラー印刷・コート90KG）
- (5) 計画書冊子及び概要版の原稿及び電子データ

## 6. その他業務遂行上の留意点

- (1) 本業務は、本仕様書による他、介護保険法・老人福祉法・高齢者の医療の確保に関する法律・社会福祉法等の関係法令及び厚生労働省・奈良県の指針に基づき実施するものとする。
- (2) 本業務で作成された計画書及びデータの著作権については、本村に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関し、知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に掲載している業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 本業務の実施に伴う調査票・成果品（データを含む）等の複製を禁止する。

別紙 1

- (6) 業務委託代金は、精算払いの1回とする。
- (7) 本仕様書に掲載されていない項目については、受託者と山添村で協議のうえ対応を決定する。